

三田市立ゆりのき台中学校いじめ防止基本方針

内容

1	本校の方針	2
2	基本的な考え	2
3	いじめに対する組織作りについて	3
	(1) 本校におけるいじめの防止等の対策組織（別紙1：組織表）	3
	(2) 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組み作り	3
4	いじめ防止や指導体制について	4
	(1) 本校におけるいじめ防止に向けた具体的な取り組み	4
	① 未然防止及び早期発見のための指導計画（別紙2：生徒指導年間計画表）	4
	② 信頼関係の構築	4
	③ いじめに向かわない態度・能力の育成	4
	④ 児童生徒が主体となった取組	4
	(2) 本校におけるいじめの早期発見・早期対応に向けた具体的な取り組み	5
	① 教職員の気づき（別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト）	5
	② 実態把握	5
	③ 教育相談週間の設定	5
	(3) 学校におけるいじめに対する措置	5
5	重大事態への対応について	6
	(1) 重大事態について	6
	(2) いじめ対応チームについて	6
	(3) 適切な情報提供について	6
	(4) 三田市教育委員会との連携について	6

1. 本校の方針

本校では「希望と夢に輝き、心豊かな生徒の育成」という学校教育目標の基、「自ら求め、自ら学び、生きる力をもつ生徒」の育成に向け、日々取り組んでいる。いじめ問題についても、生徒の自主性や主体性に重きを置き、対応していきたい。

(1) いじめの防止

いじめのない学校作りに向け、生徒の自主性・主体性の成長を促す指導を日々心がけることで、活力に満ちた楽しい学校をつくる。

(2) いじめの早期発見

生徒との信頼関係を築き、生徒の声に耳を傾ける機会を増やすことで、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめの対処

いじめを認知した場合は、家庭と連携し適切にかつ速やかに解決する。

上記の3項目を柱に、「三田市立ゆりのき台中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え

本校ではすべての教育活動シーンで、「生徒の自主性・主体性の成長を促す指導」が土台になっている。生活指導においても、一方的な指導ではなく生徒に考えさせる幅を持たせ、生徒が自らよりよい自分を実現していく場面としている。また、いじめ問題についても、全教職員がいじめについて正しい認識（いじめの基本認識）を持ち、道徳教育や人権教育を推進していく中で、生徒自らがいじめのない学校作りへの取り組み実践ができるように、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

3. いじめに対する組織作りについて

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策組織（別紙1：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実践するため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

(2) 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組み作り

特定の教職員が抱え込まないように、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを「学校いじめ対応チーム」に報告・相談する。「学校いじめ対応チーム」は学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を図る。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】（文部科学省：いじめ防止基本方針より） （未然防止）

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
（早期発見・事案対処）
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対応チームは、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。（全校集会、学校通信、PTA 総会等で周知）

4. いじめ防止や指導体制について

(1) 本校におけるいじめ防止に向けた具体的な取り組み

① 未然防止及び早期発見のための指導計画（別紙2：生徒指導年間計画表）

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を作成する。

② 信頼関係の構築

P T Aの各種会議や保護者会、さらには学校便りや各種通信において、いじめの実態や指導方針を始め、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどの情報を発信していく。

また、日頃から教職員は生徒の話に耳を傾け、些細なことでも親身になって対応するとともに、保護者に対しては家庭訪問など、顔の見える連携を行い、信頼関係を構築するよう努める。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学級づくりに努める。

生徒が集団の一員としての自覚や自信を持ち、互いを認め合える人間関係を構築するなど、豊かな心の育成と幅広い社会性を身につけるため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。

④ 児童生徒が主体となった取り組み

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、そして自分たちでできることを主体的に考え、そして行動できるよう、生徒会の活動を推進する。そのために、教職員は生徒のいじめ問題に対する取り組みの意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを確認するとともに、必要な支援を行う。

【具体的な取り組み】

生徒会役員がいじめ問題について話し合い、それぞれが意識を高めることで、主体的な取り組みへの第一歩とする。

(過去の生徒会の取り組み)

- ・挨拶運動
- ・いじめ撲滅スローガン
- ・全校集会でのいじめ撲滅メッセージ
- ・スマホマナー制定
- ・スマホトラブルをテーマとした劇の公演

(2) 本校におけるいじめの早期発見・早期対処に向けた具体的な取り組み

① 教職員の気づき (別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト)

いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識するとともに、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、チェックリスト等を活用する。また、全ての教職員が、生徒の些細な言動から、いじめの兆候を発見するなど、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、職員研修会を実施する。

② 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、防止のための啓発活動に取り組むため、生徒を対象とし「いじめアンケート」「個人面談」を定期的実施する。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。

③ 教育相談週間の設定

学期毎に教育相談週間を設定し、担任が二者懇談を実施する。普段の学校生活の中では相談できない生徒のためにも、教職員とマンツーマンで向き合う時間を設定することで、いじめの早期発見・早期対処に努める。

(3) 学校におけるいじめに対する措置 (別紙4：学校いじめ対応マニュアル)

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態について

本校は、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（生徒の生命に危機が生じた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。）
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。）
- ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てに対して、学校長が重大事態と判断したとき

(2) いじめ対応チームについて

いじめへの対応を行う際は、学校長のリーダーシップの下、「いじめ対応チーム」が中心となり組織的に対応する。チームには必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等が参加し調査を行うとともに、生徒のケアを行う。

(3) 適切な情報提供について

(1) の調査を行った時は、学校長よりいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) 三田市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに三田市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。